2023年10月版

企画競争説明書

業　務　名　称：カンボジア国物流改善実施能力向上プロジェクト

調達管理番号：23a00636

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第３章　４.（２）上限額　」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年10月18日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第１章　企画競争の手続き

１．　公示

公示日　2023 年 10 月 18 日

２．　契約担当役

理事　井倉　義伸

３．　競争に付する事項

（１）業務名称：カンボジア国物流改善実施能力向上プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

（〇）「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2024年1月　～　2027年1月

新型コロナウイルス感染拡大、先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の１２％を限度とする。

２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の１２％を限度とする。

３）第３回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の４％を限度とする。

４．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

調達・派遣業務部　契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

社会基盤都市・地域開発第二チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年　10月　24日　12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年　10月　25日　12時
3	質問への回答	2023年　10月　30日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の **4営業日前から1営業日前の正午まで**
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年　11月　6日　12時
6	プレゼンテーション	2023年　11月　9日　14時～16時
7	評価結果の通知日	2023年　11月　15日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE） ※2023年7月公示から変更となりました。

５．　競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１）消極的資格制限

２）積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

６． 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照）。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

・第３章　技術提案書作成要領に記載の配付資料

・「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

７． 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記４．（３）参照

２）提出先　：上記４．（１）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

３）提出方法：電子メール

①件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
②添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注１）　質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。
注２）　公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答
上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

８．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）参照
（２）提出方法
具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。
（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

１）　プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）
①　電子データ（PDF）での提出とします。
②　上記４．（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
③　依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
④　依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
⑤　プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
⑥　本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワ

ードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

１）プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

２）見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：2〇a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「2〇a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

⑦ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記４．（３）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）プレゼンテーション実施に必要な資料

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

９． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラ

イン（2023 年 10 月）」より以下を参照してください。
① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」
技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。
（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について
評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。
１）業務管理体制及び若手育成加点
本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点
各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

１０．　評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記４．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第２章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。
また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】　本業務に係るプロポーザル作成上の留意点
（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

１．企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下､｢R/D｣）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

２．プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１．（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	デジタル経済・社会の発展にむけ、本業務の実施を通じたデジタル化・DXの推進の方策について	第４条２．（５）

２	本邦研修、第三国研修の各回のテーマ、狙い、プログラム案について	第４条２．（８）
３	物流改善にむけた定量調査の実施方針、内容、手法について	第５条２．（４）
４	物流M＆Eの定量的なベースライン設定の検討方針、想定内容について	第５条２．（４）
５	物流年次報告書の中身の充実、質の向上にむけた改善の検討方針、内容、について	第５条２．（９）
６	CITL-MPの実施促進及びカンボジアの物流改善につながる活動案について	第５条２．成果２

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第３章「２.業務実施上の条件」参照）。
③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「５.競争参加資格」参照）。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【２】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第２条　業務の目的

「第３条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第５条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第３条　業務の背景

別紙１（案件概要表）のとおり。

第４条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙２のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）本業務の実施方針

別紙１の案件概要表に記載の通り、本事業はカンボジアの立地特性を活用し、これまでの協力経緯を踏まえたうえで、物流ネットワークと物流サービスの改善のための実施・促進能力の強化を目的に行うものである。

カンボジア政府は、物流改善に向け、物流マスタープラン（物流MP）を策定し、物流総局を設置する等その実施体制整備を進め、主要インフラ整備や物流改善に資する政策策定を進めてきた。

JICAの協力により実施された「物流システム改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト、2018～2023年）では、物流MPに基づき、グリーン物流、コールドチェーン、トラック近代化等に関する政策策定を支援し、事業進捗を含むモニタリング・評価が行われ、その成果は物流MPの年次報告書にまとめられている。

このように物流MPの策定及び優先事業の実施体制が整いつつある一方で、定量的なデータや定期的なモニタリングに基づく物流改善に資する計画策定や、事業の実施促進・調整及び越境交通の改善には依然課題がある。今後も堅調な経済成長を背景に物流量の増加やサービスの高度化への需要の高まりが見込まれる中、モニタリングの結果や定量的なデータに基づく計画策定能力の強化、インフラ整備やソフト施策の実施能力の強化、越境交通改善のためのファシリテーション能力強化を通じた、物流コスト・時間の縮減と物流サービスの質の向上が、産業開発にむけた最重要課題の一つとなっている。

本業務においては、こうした課題に対応すべく、能力強化支援を行っていくことに加えて、これまでの計画・政策策定支援に続き、その実施による具体の物流の改善に資する協力が、カンボジア政府からは強く期待されている。特に政府高官からは端的で見えやすい改善の成果や大局的な提案等が期待されている。

RDにおいて本事業の成果１～３にはそれぞれ、1. Data/Evidence-Based Logistics、2. Environment-Friendly Logistics、3. Connectivity of International Logistics、とサブタイトルをつけている。本業務実施にあたっては政府高官にも説明しやすい、理解されやすい説明を意識しつつ業務を実施することが期待される。

本業務は、こうしたカンボジア政府の期待に応えつつ、大局的な視点や短期的な成果、具体的な改善の事例の例示など、成果の見せ方を工夫しながら実施する。

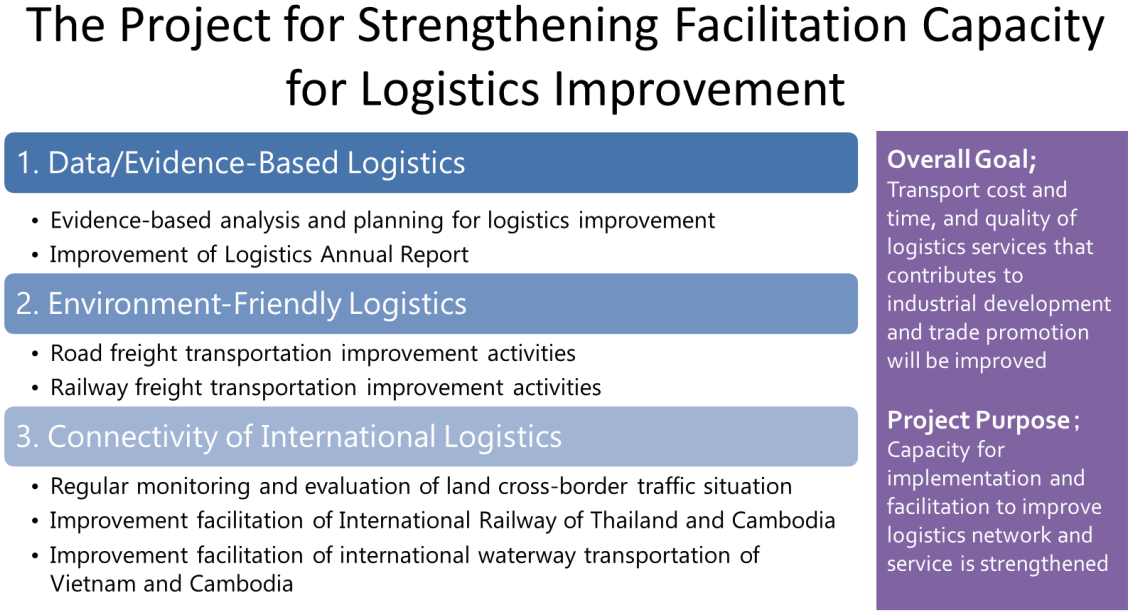

（２）プロジェクト実施体制

本業務を実施する体制はRDに記載がある通り、日本側の投入として直営専門家と業務実施専門家が派遣され実施される。成果を基にした活動毎にワーキンググループ（WG）が設置されるとともに、カウンターパート（CP）スタッフが配置される想定となっている。

先行技術協力プロジェクト「物流システム改善プロジェクト（フェーズ１及び２）」では、当初、物流総局（General Department of Logistics、以下「GDL」）を主たるCPとしたものの、プロジェクトが対象とする活動領域が広いことから、その円滑かつ効果的な実施が難航したため、政策実施を行う部署等をWGのメンバーとしてCPに追加するとともに、プロジェクトダイレクター（PD）及びプロジェクトマネージャー（PM）を当初より上位の長官・次官クラスに変更するという体制変更を行った。本業務では、同フェーズ2のプロジェクトの体制を念頭に置きつつ、越境交通の改善活政府動は現地関係者を主体とした柔軟な活動実施が望ましいことから、現地に駐在する専門家の対応が望ましく、直営専門家（別添１）による対応とした点を変更している。

受注者は直営専門家と密なコミュニケーションをとり、特にチーフアドバイザー

（CA）と連携しながらプロジェクト成果の最大化を目指すこと。JCCの開催はRD上、半年に一回が想定されている。よって全7回程度の実施が想定されている。

（３）JICA とチーフアドバイザーによる主要調査・提言の事前確認

以下活動の成果として作成されるレポートはJICA本部、カンボジア事務所、及びチーフアドバイザーと調査開始段階に計画概要の検討のために、DFR段階に結果概要の検討のためにそれぞれ打合せを持ち説明、意見交換を行う。最終版はJICAとチーフアドバイザーの確認が済み、了承を得たものをCP側に提出する。

① 物流の定量分析等に基づく課題の整理・改善施策レポート
② CITL-MP の M&E 年次報告書
③ 大型車両運転手の課題分析レポート
④ 鉄道事業者管理方法確立にむけたロードマップ検討レポート
⑤ 国際貨物駅の調査報告書
⑥ 物流の定量的分析レポートから優先事業案の調査に進んだ場合その報告書

（４）渡航前後の JICA との対処方針会議、帰国報告

各団員の渡航前にはJICA本部及び事務所、CAに活動予定、渡航の狙い、対応方針案、課題・懸念事項等を事前に対処方針としてまとめて提出、説明し、意見交換を行う打合せを実施した上で渡航する。また、帰国後は同JICA関係者に帰国報告を行う。

（５）カンボジア新政権の動向について

カンボジアでは、2023年7月の総選挙の後、8月にフン・マネット新首相による新政権が発足した。CPであるMPWTも、大臣が交代する等、幹部に入れ替わりがある。新しい幹部の考え、方針などは積極的に情報収集し、活動方針の柔軟な変更・調整による対応が効果的である場合は随時検討し、CAやJICAに提案し、意見交換を行う。

また、カンボジアにおける最上位の国家開発戦略として、新政権は先代までの「四辺形戦略」に代わり、「五角形戦略」を発表した。今次戦略では、あらゆる分野で「高度化」、「多様化」を目指す姿勢が鮮明となっているとともに、人的資源開発は一層重視され、さらに新たな開発の柱として、「デジタル経済・社会の発展」が追加されている。カンボジア政府全体としてデジタル化・DXの推進を重視する基調にあることから、広く物流環境の改善に資するデジタル化・DXの推進の方策（本プロジェクトの効果的・効率的な実施に資する方策含む）を積極的

に検討・促進すること[1]。運輸・物流セクターに関しては、「包括的インターモーダル運輸・物流システムマスタープラン」（後述）の実施促進、物理的インフラ整備の継続、鉄道の新線整備や高速道路の拡充等が掲げられている。2015年3月に策定され、物流マスタープランの策定・実施を優先課題の一つとして掲げていた「産業開発政策」（IDP）も、今後新政権下で更新されることが想定されるため、これらの情報収集を行うとともに、必要に応じて機動的に政策提言等ができるよう、常に動向把握と分析、提案検討を意識した業務を行う。

（６）包括的インターモーダル運輸・物流システムマスタープランの承認

JICAがこれまでに支援してきた物流MP等の成果も活用した「包括的インターモーダル運輸・物流マスタープラン（Comprehensive Intermodal Transport and Logistics System Master Plan（CITL-MP））」が、2023年8月に政府で正式承認された。これにより、これまでは2020年1月に承認された「Interim Master Plan on Intermodal Transport Connectivity and Logistics System」（以降「インテリムMP」と記載）を対象にM&Eを行い、その結果を2020年まではプログレスレポートとして半年に1度を目指しつつ、結果的には1年に1度取りまとめ、2021年以降は年次報告書として、とりまとめて公開されてきた。CITL-MPでは、プロジェクトの数が180近くと非常に多くなっており、また、再度半年毎にプログレスレポートを作成するような記載がありM&Eの実施対象プロジェクトや方法が大きく変わっていく可能性がある。カンボジア政府内でのCITL-MPに対するM&Eの実施方針の検討状況を確認しながら進める。

（７）民間企業との連携

物流を担う主体は基本的に民間企業であるため、民間企業の声を丁寧に拾い、政府の施策が、民間企業による物流の改善に効果があるものとなるよう留意しながら業務を進めること。カンボジア日本人商工会（JBAC）関税物流委員会や大使館、JETROなど日本の関係組織だけでなく、カンボジア物流協会（CLA）、カンボジアトラック協会（CAMTA）や現地の商工会などとも連携し、先方の課題認識や改善要望の確認と、政府側の情報の提供などを、カウンターパートが実施することを側面支援すること。

[1] デジタル経済・社会の発展にむけ、本業務の実施を通じたデジタル化・DXの推進の方策についてプロポーザルで提案を求める。

（８）本邦及び第三国研修、視察、会議の企画・実施

これまでの協力において、特にタイやベトナムへの第三国研修・視察の機会に同国関係機関との二国間協議やハイレベルの対話の進展があり、本業務でもそういった機会を設け、活用していくことが期待されている。短期間の会合を目的としたCPの出張は直営専門家が対応し、数日から1週間程度のプログラムを組んだ第三国研修、視察は本業務により企画・実施する。また、テーマやリソースから本邦での実施が望ましい場合は本邦研修も実施する。テーマは危険物輸送、鉄道法体系の検討、等本業務の活動に関連するものとし、参加者はプロジェクト関係者で各回8名程度を想定とする。業務期間中に1回の本邦研修、3回の第三国研修を企画・実施する[2]。

（９）積極的な情報公開、発信の支援

これまでの協力で物流総局（GDL）のHP（https://www.logistics.gov.kh/en）開設を支援しGDLからの情報公開を促進させるとともに、MPWTのHPでも年次報告書の公開などプロジェクト成果品の公開を進めてきた。これらHPを活用し、作成された成果品を掲載する等事業成果の公開、発信に努める。

（１０）直営専門家チームとの費用分担と作業分担

本業務は、直営専門家チームと連携して実施していくことが期待されるが、業務調整を含む直営専門家チームとの経費の分担は以下を想定している。

① プロジェクトオフィス事務スタッフ：直営チームで雇用
② ローカルコンサルタント・現地傭人：必要に応じて各チームで傭上
③ 車両の借り上げ：各チームで傭上
④ CP の国内出張旅費：各チームと同行する CP の旅費を支出
⑤ CP の外国出張旅費：第三国研修はコンサルタント専門家チームチームで支出、第三国出張は直営チームで支出（上述（８）に記載の通り）
⑥ セミナー会場費用：関連する活動に関するものは各チームで支出。プロジェクト全体にかかるものは直営チームで支出。

また、プロジェクトのモニタリングシートは直営専門家チームが全体のドラフト・調整を行うが、コンサルタント専門家チームも担当活動に係る記載や確認など、協力しつつ作成する。

第５条　業務の内容

１．共通業務

[2] 本邦研修、第三国研修の各回のテーマ、狙い、プログラム案については、プロポーザルで提案を求める。

別紙３のとおり。

２．本業務にかかる事項

＜プロジェクトの活動に関する業務の分類＞

本事業ではR/Dに記載の活動の具体案について協議を行っており、それらを基に、以下表１の作業を行うことを想定している。これらの各作業は、以下の4種類の業務に分類している。分類はJICAの想定であり、プロポーザルにおける提案やCPとの協議によって必要性が確認されれば変更することも必要となる。

① 【主導：●】コンサルタント専門家チームが主導して行う調査・提言のとりまとめ。

② 【協働：◎】CP の能力強化に念頭をおき技術移転を行いながら協働で進めるもの。

③ 【支援：○】CP がオーナーシップをもって活動を主導し、それを支援することが期待されるもの。

④ 【直営：◇】別途派遣される直営専門家が CP と主導するものに連携して実施することが期待されるもの。

表１：JICAが想定する作業一覧

	活動	作業
成果１	1.1 物流改善のためのエビデンスに基づく分析と計画（GDL）	○(1) 税関データの入手・分析 ◎(2)追加的な交通調査・物資流動調査の実施 ◎(3)主要ルート・品目に関する企業ヒアリング ●ｄ(4)定量分析等に基づく課題の整理、改善施策のとりまとめ（ベースラインの設定含む）
	1.2 物流年次報告書の改善（GDL）	○(5)CITL-MPのモニタリング体制構築支援・プロジェクトモニタリング支援 ●(6)コーポレートサーベイの改善 ○(7)定期モニタリングデータベース充実化 ◎(8) 主要政策のM&Eと実施促進のための提言 ◎(9)年次報告書の改善（プロ目指標となるモニタリング対象の設定を含む）
成果２	2.1 道路貨物輸送の改善活動（GDLT）	●(10)大型車両運転手不足にかかる調査 ○(11)トラック近代化政策の実施支援 ○(12)危険物輸送の省令の実施支援、他政策実施支援
	2.2 鉄道輸送の改善活動（DoR）	◎(13)鉄道施設インベントリー調査の実施 ◎(14)鉄道事業者管理方策検討 ●(15)鉄道事故報告制度の構築にむけた支援 ●(16)編成車両による鉄道貨物パイロット輸送の実施
成果	3.1 陸上越境交通の状況の定期的なモニタリング・評	◇(17)**陸路国境改善に関する二国間の関係者間の対話促進・ファシリテーション**

3	価（GDL、GDLT、NTTCC）	◎(18)**定期的な交通量を含む国境通過状況の把握** ●(19)バベット国境での交通量把握のためのカメラ設置
	3.2 タイとカンボジア間の国際鉄道運行開始のためのファシリテーション改善（DoR）	◇(20)**国際鉄道運行に係る対話促進支援** ●(21) **国際鉄道貨物ターミナルの調査の実施** ◎(22)**国際鉄道運行のM&Eと改善提案**
	3.3ベトナムとカンボジア間の越境河川交通のファシリテーション改善（GDWMP）	◇(23)**国際河川交通にかかる対話促進支援** ◎(24)国際河川交通のM&Eと改善提案

成果１：物流改善のためのモニタリング・評価と計画に係る能力が強化される。

1.1　物流改善のためのエビデンスに基づく分析と計画（GDL）

・これまでの技術協力により、企業に対する調査を実施し、いくつかのルートにおける物流所要時間やコスト等、年次の運輸・物流指標のデータベースが収集されつつあるが、実際の関連事業の評価や計画策定にフィードバックするまで、情報の集約や分析は進んでいない。また、カンボジアでは、物流網のパフォーマンスを定期的に計測するKPIやベースラインとなるデータのとり方等が定められていない。MPWTではこうしたベースラインの設定、標準的な調査方法の設定に関心があり、カンボジアで持続可能で技術的、人的、予算的に無理のない調査手法を検討する意向がある。

・同分析では、CITL-MPの3主要回廊（ポイペト-プノンペン、シアヌークビル-プノンペン、バベット-プノンペン）を主な対象として、関連データ収集と、改善の提案を行う。

・定量的な分析を行い、モニタリングの対象データや手法を定め、エビデンスに基づく物流のコスト･時間･手続きに係るボトルネック特定やネットワーク強化の検討、物流のパフォーマンスの動向把握、の基礎データを可視化し、多くの関係者の議論の土台とし、政策検討の基礎データとし、これらのデータを年次報告書等で視覚的にもわかりやすくアップデートしていく。

・また、分析結果を基に物流のボトルネック改善やネットワークの強化のための事業案の提案を行う。提案にあたっては、JICAとも意見交換を行い、将来的に日本の資金協力案件に発展する可能性も考慮に含め検討する。

・同分析の対象は、生産地、消費地、港等の経由地の間の輸送量、輸送コスト、輸送時間を念頭に税関データ、民間企業からの情報、補足交通量調査の結果を活用して行う。品目・モードによって輸送コストや時間は異なるため、輸送ルート毎に代表的・中心的な品目を対象にベースラインの把握とKPI案の提案を行う。

・代表的な品目として、SEZにある工場の材料と製品、主要輸出農産物である米、カシューナッツ等に限定して、課題の特定や解決の方向性を検討することも調査の方針の一案として考えられる。以下は、一案として提示するものの、調査で着目するルート・品目等は提案の対象とし、調査実施前にカンボジア側及びJICAとも方針の確認をしたうえで調査に着手すること。

- タイ＋１でタイから周辺国へのサプライチェーンネットワーク拡大として工場移転がなされたプノンペン工場の製品（日系企業も複数あり）：タイバンコクエリア→ポイペト国境を陸路で越境→プノンペン工場　→反対ルートでバンコク方面へ出荷
  （指標案：モード毎の時間・コスト、輸送量）
- 海外輸出指向のプノンペン周辺工場の製品：プノンペン港やシアヌークビル港（材料の輸入）→陸路や鉄道でプノンペン工場へ　→　反対ルートで製造製品を出荷
  （指標案：モード毎の時間・コスト、輸送量）
- 米（やカシュー）の海外輸出：バッタンバン地域→　陸路または鉄道でシアヌークビル港　→輸出
  （指標案：鉄道輸送の分担率、鉄道、道路での輸送量、輸送コスト）
- バベット工場の製品（日系工場も10社ほどあり）：海外→カットライ港・カイメップ港（材料の輸入）→陸路でモクバイ・バベット越境→バベット工場→反対ルートで製造製品を海外へ出荷
  （指標案：トータル物流コスト、コストブレークダウン、輸送量）
- プノンペンへの生活物資等の輸送　海外→カットライ港・カイメップ港　→水路でプノンペン港へ→プノンペン市内
  （指標案：輸送コスト、輸送時間、必要手続き関連の書類数・手続き時間等。）

（１）【支援】税関データの入手・分析

GDLは、税関が記録している通過国境毎の輸出入貨物データ（重量、金額、TEU等）を経済財政省（MEF）の関税消費税総局（GDCE）から入手するための手続を進めており、その進捗を確認、督促するなどして必要なデータを得たうえで、それを活用し、定量的な物流量の把握を行う。通過国境における貨物の重量、金額、目的地、出発地、TEU等のデータが入手できることが期待されるが、GDLが入手するデータに不足があれば、再入手の支援を行う。

M&E年次報告書等にて定期的に更新可能となるように入手から分析までのGDLの作業を支援する。各モード（道路、鉄道、河川等）における主要区間、主要国境、主要港湾の輸出入別の輸送量・時間、ボトルネック、経年変化の動向を把握できるよう分析・整理する。

なお、GDCEにはJICAの長期専門家が派遣されており、必要に応じて連携・情報共有をしつつ、情報収集・入手が円滑に進むよう支援する。

（２）　【協働】追加的な交通調査・物資流動調査の実施

上記の税関のデータ分析に加えて、国内の主要な物流の動きを把握するため、追加的な小規模な交通調査、路側OD調査や事業所調査による物資流動調査を行う。この際、MPWTが今後、再現可能な規模や手法を想定し、CPを同行して調査を行うことで技術移転を行いつつ実施する等持続性に留意すること。

（３）　【協働】主要ルート・品目に関する企業ヒアリング等の実施

交通量や輸送量の分析の中で、主要な輸出入品目や今後の増加が期待される品目、物流改善の余地が大きいと考えられる品目を選定してルートと品目をしぼった課題、改善施策案に関する企業からの意見をヒアリング・対話・アンケート等により集める。

物流事業者に加え、荷主企業も対象とする。産業の高度化、デジタル化等にむけた傾向や可能性、物流改善の必要施策についても意見聴取すること。

（４）　【主導】定量分析等に基づく課題の整理・改善施策の取りまとめ

上記（１）～（３）の調査の結果をとりまとめ、全体的な整理・分析を行い主要物流ルートにおけるコスト・時間・手続き等に係るボトルネックの特定やネットワーク強化に係る提言を行う。調査結果に加え、物流改善に向けた優先事業概要提案（バイパス・拡幅、トラックターミナル、物流施設、国境改善、ソフト施策等々）を報告書にまとめる。

また、調査結果の概要を数ページで、各モード（道路、鉄道、河川等）における主要区間、主要国境、主要港湾の輸出入別の輸送量・時間・コスト、ボトルネック、経年変化の動向、等が地図上等で示される視覚的にわかりやすい資料としてまとめる[3]

CP側とJICA側との意見調整を行い、優先事業概要案のうち、更なる詳細な検討に進むことが推奨されるものは、追加的に1人月程度×2件程度にて事業概要や想定されるリスクの洗い出し等概要の詳細化を進める（定額計上）。

また、報告書には、上記の調査・分析手法の定型化等も念頭にMPのレビューやモニタリング時等の継続的なフォローが可能なようにベースデータ、KPIの設定を検討・提案を含める（MPWTやGDLのモニタリング項目として国境の月ごとの通過台数や年次での主要回廊の輸送貨物量の計測方法を設定するイメージ）[4]。

1.2　物流年次報告書の改善（GDL）

・物流システム改善プロジェクトの開始時点で、ＧＤＬは年次報告書の作成を独力ではできず、業務実施専門家が第一次進捗報告書のドラフトを作成した。以降、第二次進捗報告書（2019年）そして年次報告書（2020）、年次報告書（2021）は、ＧＤＬが情報更新しつつ執筆できるようになり、能力向上が進んだ。

・各プロジェクト／プログラムの進捗把握：年次報告書では、これまで承認済みのインテリムMPの７５優先プログラムのうち約３０プログラムの進捗を、各シートに記載してまとめている。しかし、その内容は適時に進捗をアップデートできていないものもあり、十分とは言えない。また、進捗状況の評価についても実施できていない。

・民間物流企業に対するアンケート調査を、コーポレートサーベイとして、毎年継続実施し、年次報告書に記載してきている。ベトナム方面の水路と陸路のルートにおけるコストと時間の分析結果は、ベトナム物流協会の資料としても引用されるなど貴重な参考情報となっている。
しかし、物流のコストや時間は物流企業間で競争の働く秘匿性の高い情報であり、公開を前提とした調査への協力が難しい企業が多いため回答サンプル数が限定的である。また、物流業者が対象で製造業者の声を聞けていないこと、物流（輸送）に関わる民間企業が認識している課題認識を十分には拾えていない側面もあり、その充実が期待されている。フォーカスグループインタビューを取り入れるなど、生の声が反映できる方策を検討し、課題を明確化していくことが求められ

[3] 物流改善にむけた定量調査の実施方針、内容、についてプロポーザルで提案を求める。

[4] ベースライン設定の検討方針、想定内容、についてプロポーザルで提案を求める。

ている。

（５）　【支援】CITL-MP のモニタリング体制の構築支援・プロジェクトモニタリング支援

2023年8月にCITL-MPが承認され、政府の正式な計画となり、今後このCITL-MPのモニタリングをGDLで実施していくことが必要になると想定される。CITL-MPはこれまでのMPよりも優先事業数が多く174件（うち、短期81件、長期91件）に及ぶ。どのようにプロジェクトモニタリングを行う方針かカンボジア政府の考えを確認し、必要に応じて検討支援、助言を行う。

プロジェクトモニタリングにおいても、CITL-MPとなって初回で難しい点等がある可能性があり、状況のフォローしつつ円滑な実施のために助言や支援を行う。

また、CITL-MPの優先事業の進捗のみでなく、物流のパフォーマンス（時間、コスト、サービスの質）を定期的に評価することも求められている。

（６）　【主導】コーポレートサーベイの改善

物流は民間企業がその担い手であることからその改善要望や課題認識については常時把握して行くことが行政側での施策検討に必要である。上記の1.1での民間企業ヒアリングとも連携・情報共有しつつ、年次の企業への調査方法や、民間の課題認識やその対策をどのようにフォローし年次報告書に掲載していくのが良いか、検討・提案する。

フォーカスグループディスカッションを実施して、定性的な課題認識を具体化してから定量的な調査を行う、企業回答数・協力者数を増加させる取り組み、民間との対話の枠組みの構築等を検討する。CPとも協議しつつ、持続的な方策が検討されることが望まれる。

（７）　【支援】定期モニタリングデータベースの充実化

上記1.1で検討した税関データを用いた分析に活用したデータのうち、毎年入手して、年次報告書に記載することでモニタリングが必要なものを整理し、そのルーティン化を図り、必要であれば既存マニュアルへの反映を行う。

他にもデータベースの充実が期待されているところ、年次で入手可能でモニタリングに必要なデータの検討、入手・分析の支援を行う。

（８）【協働】主要政策のM&Eと実施促進のための提言

これまでの協力で作成されたコールドチェーン、グリーン物流（CCAP：気候変動アクションプラン）、トラック近代化の主要物流政策の実施状況にかかるモニタリングを行う。実施促進や成果の拡大のための提言を行う。

（９）　【主導】年次報告書の改善

上記（５）～（７）の活動、及び他に改善の提案があればそれを含め、年次報告書の内容の充実化、質の向上をはかり、内容・作成プロセスを改善する。プロジェクト目標の指標に「モニタリング・評価プロセスによって実施促進の進捗（事業進捗）やインパクト（輸送コスト・時間、サービスの質の向上）が継続的に把握される。」とされている通り、M&Eを行い年次報告書にそれが記載されていくことが期待される。活動（４）で検討されるベースライン・KPIを継続的に確認していくことでインパクト

として物流パフォーマンスを把握し、記載していくことが期待される[5]。

成果２：物流改善のための実施・促進の能力が強化される。

これまでの協力で策定されてきた政策の実施支援やCITL-MPの優先事業の実施促進、今後の物流改善において重要と思われる計画策定・実施促進支援等を行い、物流改善を支援する。現時点で以下に記載の2.1や2.2の詳細活動が想定されているが、実際の物流改善に貢献し、CITL-MPの実施・促進につながる活動をチーフアドバイザーとも情報交換しながら、積極的に提案し、実施することが期待される[6]。

2.1　道路貨物輸送の改善活動

（１０）【主導】大型車両運転手不足にかかる調査

トラック、トレーラー等の重量車両の運転手（特にカンボジアでグレードEとされる運転免許保有の運転手）の不足が輸送力の課題になっていないか、という問題意識から、重量車両の免許制度、運転手の待遇、需要に対する不足等について業界へのヒアリングや運転手へのヒアリング、関連データの収集・分析を基に調査を行う。課題の構造の分析を行い、対応策を検討し、対策の提言を調査結果に含める。

（１１）【支援】トラック近代化政策の実施支援

トラック近代化戦略計画の実施として、安全、効率性、CO2排出を含む環境面における陸運輸送の改善活動を支援する。トラック近代化政策推進のためのタスクフォースが設立した際の会議参加・助言、等の活動支援が想定される。

（１２）【支援】危険物輸送の省令の実施支援等、他の政策実施支援

これまでの協力を通じて危険物輸送のプラカス（省令：Prakas）が発令されており、その実施（周知・取締）支援のため、陸運総局関係者（１０名を想定する）のタイ現場出張を側面支援（訪問先アレンジと出張経費支援が想定される）する。この際、加えて、タイの優良陸運業者の登録制度であるQマーク認証の概要理解のためタイＭＯＴ訪問や現場視察も予定に組み込むこと。

また、陸運総局（GDLT）にてLand Transport Lawの策定が検討されており、支援が要望されているが、概要や法案等のJICAへの共有はまだされていない。今後、GDLTによる検討が進んだ段階で、その内容を確認し、技術的な助言・提言を行う。物流改善の観点から追加の支援の必要性が高いと考えられる場合には、他の活動との優先度を検討の上JICAに報告・説明を行う。（必要と判断された場合は追加支援を契約変更により行うことを検討する。）

2.2　鉄道輸送の改善活動

（１３）【協働】鉄道施設のインベントリー調査

カンボジアにおける鉄道北線（ポイペト～プノンペン）、鉄道南線（プノンペ

[5] M&E年次報告書の中身の充実、質の向上にむけた改善の検討方針、内容、についてプロポーザルで提案を求める。

[6] CITL-MPの実施促進及びカンボジアの物流改善につながる活動案をプロポーザルで提案を求める。

ン～シアヌークビル）を対象にインベントリー調査を行う。実施の計画は業務実施専門家にて案を作成し、CPと確認し、実施はCPが主体となり、今後の更新等もCP側で可能となるような形で協働しつつ実施する。対象とする施設は鉄道軌道、橋梁、カルバート、ワークショップ、駅、貨物の取り扱い場等と機関車、ワゴン、等車両の数量、状態等を想定しているが、現地のCPの希望や能力も考慮しつつ、鉄道局を中心に更新作業を実施する体制を構築し、業務実施チームは技術的な助言を行いつつ、実施管理を行う。

（１４）【協働】鉄道事業者管理方策の検討

カンボジアにおいてコンセッションでの民間事業者による鉄道運営を管理する方法としてコンセッション契約の改善や法整備が検討されている。法体系の策定を検討していくロードマップ準備のため、日本を含む他国の鉄道事業の行政による管理・監督方法、関連する法令や契約の体系について情報整理を行う。カンボジアでの課題に対して、どのような対応をしていくことが望ましいか、そのためのロードマップを提案し、協議を重ね報告書を最終化・提出する。

（１５）【主導】鉄道事故報告制度の構築に向けた支援

現在コンセッション契約でロイヤル鉄道による鉄道運行がされているが、事故の報告が鉄道局になされておらず、十分な安全対策と事故再発防止策がとられていないことが課題となっている。鉄道事故の政府への報告・分析のフローの制度案を提案する。事故報告を鉄道事業者に義務づける基準や罰則の設定等に関して他国の事例等を収集・分析し共有し、カンボジアでのルール策定に向けた助言を行う。

（１６）【主導】編成車両による鉄道貨物パイロット輸送の実施

鉄道貨物輸送の利用促進に必要なステップの検討のため、複数の民間荷主企業の貨物を集め1編成（10－20コンテナ程度を想定）でのパイロット輸送を実施する。可能であればタイとカンボジアを結ぶ国際鉄道として輸送するが、難しい場合にはポイペト、プノンペン間での実施を検討する。荷主企業とのコストシェアとすることが望ましい。過去のフェーズ2の追加調査では、1車両（1コンテナ）のパイロット輸送を行い速度、コスト等を把握したが、他の大口顧客の都合で列車の運行スケジュールが左右され、予定外の途中駅に留め置かれる等想定以上の時間やコストがかかる結果となった。編成車両が組める貨物をまとめて輸送することで鉄道輸送事業者であるロイヤル鉄道による列車運行の優先度が変わり、より円滑に、短時間、低コストでの輸送が期待できる。その場合のコストや時間を含むサービスの質や輸送網として使う場合の優位性や課題を整理し、利活用促進（プロモーション）の材料とし、また課題があれば改善施策について検討・提案する。

カンボジア日本人商工会（JBAC）関税物流委員会等民間企業と協力して荷物を集め鉄道輸送トライアルとすることを想定している。これまでの協力（フェーズ２）の中でJBACとも意見交換がされており、可能な範囲で早期（2023年度中）の実施が望ましい。

成果３：越境輸送の改善のためのファシリテーション能力が強化される。

これまでの協力で実施してきた陸路国境の改善の取組支援・ファシリテーションに加えて、鉄道、河川における越境交通の円滑化に向けて以下の活動を行う。第三国での研修や視察、会議の機会等は二国間での越境交通について協議をし、状況の改善にむけて動きが出る機会になりやすいことも踏まえ、成果１，２での第三国での研修、視察、会議等の機会がある場合には、越境交通改善に向けた活動との連携も積極的に検討し、実施していく。

3.1　陸上越境交通の状況の定期的なモニタリング・評価

（１７）【直営】陸路国境改善に関する二国間の関係者間の対話促進・ファシリテーション

バベット（カンボジア）-モクバイ（ベトナム）、ストゥンボット（カンボジア）-バンノンイアン（タイ）、の2国境を重要な対象国境として、二国間での国境改善にむけた対話や合同調査の実施促進・支援を行う（バベット-モクバイについては、ベトナムとカンボジア間の合同タスクフォースの枠組みに基づいて実施する）。この活動は直営専門家が主に主導して協力を行うが、情報収集や提供など側面支援を行う。必要な場合には直営専門家らの求めに応じて会議へ参加し、発言を行う等協力する。

（１８）【協働】定期的な交通量を含む国境通過状況の把握

越境交通のトラックを含む車両の台数、待機車両数、等を把握する交通量調査を実施する。この部分は直営専門家が主に主導してCPと協力して調査を行うが、カメラ設置による交通量把握との関係性もあり、業務実施専門家と情報交換を行い、連携しつつ行う。必要な場合には直営専門家に同行して調査を行う等協力する。

（１９）【主導】バベット国境での交通量把握のためのカメラ設置

恒常的な越境交通量と待機車両数を把握する仕組みについて提案する。国境施設内またはその近くの国道上におけるカメラ設置による時間当たりの通過台数や渋滞長の把握が想定している。国境の交通量等の常時または定期的な把握のために、他にも良い方策案があれば提案する。カンボジア国内においてもカメラ設置による交通量把握等の取組は実施されつつあるが、設置・導入後の運用フェーズに課題も多く、先行事例の概要、課題、対策・教訓等に係る情報を収集・整理する。

国境施設内でのカメラ設置は、カンボジア政府の内務省等の許可が得られた場合のみ実施可能であり、現時点で実施が確定していない。国境施設内でのカメラ設置が困難な場合は、、国境の通過台数等の把握にかかる代替的な手法の検討・提案を行う。同部分は、定額計上とする

3.2　タイとカンボジア間の国際鉄道運行開始のためのファシリテーション改善

（２０）【直営】国際鉄道運行に係る対話促進支援

越境鉄道輸送の実現や課題の解決に向けてファシリテーション（対話促進・支援）を行う。二国間の対話や合同現地踏査の実施を促進・支援する。この部分は直営専門家が主に主導して協力を行うが、課題に関する情報の収集・分析など側面支援を行う、内容等から必要な場合には直営専門家らの求めに応じて会議へ参

加し、発言を行う等協力する。

（２１）【主導】国際鉄道貨物ターミナルの調査の実施

ポイペト／ストゥンボット周辺において、新たに国際鉄道貨物ターミナルの建設がカンボジア政府により進められることを支援するため、必要な調査（必要な機能・施設・レイアウト案のドラフト、効果の説明などを含む）と関係者調整を行う。タイとの二国間合意の中で、国際貨物駅の建設について確認されている。カンボジア側では以前よりストゥンボット国境付近の貨物ターミナルの計画が検討されていたが、用地の価格上昇等で取得が難しく、また当時の計画は越境での鉄道運行を想定したものではなかったことから、新たなサイトでの越境鉄道運行を前提とした計画の再検討が必要とされている。

（２２）【協働】国際鉄道運行のM&Eと改善提案

越境鉄道輸送のモニタリングと評価、それに基づく提案・助言を行うための調査を行う。GDLによる物流に係る年次報告書への反映を念頭に、定期的な輸出入量・額、品目、輸送時間・コスト、利用者である民間企業の課題認識、課題改善の取組の進捗、鉄道事業者の課題認識、等を入手・整理するとともに年次で円滑かつ効率的に情報提供がされる枠組みや仕組みを検討・提案する。タイ側政府関係者や鉄道事業者、荷主との関係性や、カンボジア政府内での情報共有の仕組みなどを把握したうえで持続的な仕組みの構築を提案する。

3.3　ベトナムとカンボジア間の越境河川交通のファシリテーション改善

（２３）【直営】国際河川交通にかかる対話促進支援

二国間の関係者間の対話と合同現地踏査の実施を促進・支援する（ベトナムとカンボジア間の合同タスクフォースの枠組みや、河川局間で実施している対話枠組みに基づいて実施する）。　この部分は直営専門家が主に主導して協力を行うが、情報収集や提供など側面支援を行う、内容等から必要な場合には直営専門家らの求めに応じて会議へ参加し、発言を行う等協力する。

（２４）【協働】国際河川交通のM&Eと改善提案

越境河川輸送のモニタリングと評価、それに基づく提案・助言を行うための調査を行う。GDLによる物流に係る年次報告書への反映を念頭に、定期的な輸出入量・額、品目、輸送時間・コスト、民間企業の課題認識、課題改善の取組の進捗等を入手・整理するとともに年次で円滑かつ効率的に情報提供がされる枠組みや仕組みを検討する。ベトナム側との関係性や、カンボジア政府内での情報共有の仕組みなどを把握したうえで持続的な仕組みの構築を模索する。

（２）本邦研修・招へい

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実

施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
対象者	MPWT職員を中心としたプロジェクト関係者
参加者数	約10名/回
研修日数	約10日（移動日を含む）/回

（３）機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。

・バベット国境における交通量把握のためのカメラ設置

（４）現地再委託

☐本業務では、現地再委託を想定していない[7]。

☒ 本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	物資流動調査・交通調査	CIT-MPに規定される重要回廊の物流実態を定量的に把握するため、事業者調査、交通量調査、路側OD調査等を行う。	1回	定額見積
2	鉄道パイロット輸送	プノンペンからポイペト国境まで10ー20コンテナを輸送する編成で貨物パイロット輸送を行う。	1回	定額見積

（５）その他

① 収集情報・データの提供

[7] ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務実施報告書に合わせ提出）

② 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第６条　報告書等

１．報告書等

□ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	-
モニタリングシート	別途指定 （Ver.1をワークプランと同時に提出以降、半年に1回）	英語	電子データ	-
業務実施報告書	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2部
事業完了報告書 （Project Completion Report：Monitoring Sheet Form4）	契約履行期限末日	英語	製本	10部
			CD-R	5部

- 業務実施報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCC、WG の体制等を含む）
⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ その他必要事項

（３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務実施報告書

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
④ プロジェクト目標の達成度
⑤ 上位目標の達成に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）
(イ)業務フローチャート
(ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
(エ)人員計画（最終版）
(オ)研修員受入れ実績・報告
(カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
(キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
(ク)合同調整委員会議事録等
(ケ)その他活動実績・報告書・成果物

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式(Monitoring Sheet Form4)に基づき作成する。

２．コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

（１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
（２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
（３）詳細活動計画（WBS 等の活用）
（４）活動に関する写真
（５）打合せ簿リスト
（６）機材リスト
（７）支払計画

第７条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

案件概要表

１．案件名（国名）

国　名： カンボジア王国（カンボジア）

案件名： 物流改善実施能力向上プロジェクト

The Project for Strengthening Facilitation Capacity for Logistics Improvement

２．事業の背景と必要性

（１）当該国における物流セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

カンボジアはメコン地域の南部経済回廊上に位置し、近隣国との水平分業や国際貿易の中継基地としてのポテンシャルを有する要衝に位置している。当国では立地特性を生かした産業開発を指向し、産業開発政策（Industrial Development Policy 2015-2025：IDP）では、物流マスタープラン（物流MP）の策定及び実施が優先課題とされ、カンボジア政府はJICAと世界銀行の支援を受け、2018年に物流MP（案）を策定した。具体的な物流政策立案、実施のため、公共事業運輸省の中に、2016年に物流総局を新設するとともに、National Logistics Council （NLC）及びNational Logistics Steering Committee（NLSC）を設置する等、体制整備を進めている。

物流MPは、公共事業運輸省が運輸セクター部分の記載を充足した上で、2020年にインテリムレポートとして承認され、実施促進されてきた。近年においても、国道5号線の改修や、鉄道北線・南線の改修、カンボジアータイ間の国際鉄道運行にかかる合意、シハヌークビル港やプノンペン港の拡張、タイに接続するストゥンボット新国境の暫定開通等、主要インフラの整備やボトルネックの改善が進められてきた。また、「物流システム改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト、2018～2023年）では、物流MPに基づき、グリーン物流、コールドチェーン、トラック近代化等に関する政策策定が進み、事業進捗を含むモニタリング・評価が行われ、その成果は物流MPの年次報告書にまとめられている。このように物流MPの策定及び優先事業の実施体制が整いつつある一方で、定量的なデータや定期的なモニタリングに基づく物流改善に資する計画策定や事業の実施促進・調整及び越境交通の改善には依然課題がある。

以上を踏まえ、今後も堅調な経済成長を背景に物流量の増加やサービスの高度化への需要の高まりが見込まれる中、モニタリングの結果や定量的なデータに基づく計画策定能力の強化、インフラ整備やソフト施策の実施能力の強化、越境交通改善のためのファシリテーション能力強化を通じた、物流コスト・時間の縮減と物流サービスの質の向上が、産業開発にむけた最重要課題の一つとなっている。

（２）カンボジアに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、 課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、「対カンボジア王国国別開発協力方針」（2017年7月）において、「産業振興支援」を重点分野の一つとして掲げており、「地域の連結性強化と産業振興の観点から、ハード及びソフト両面における物流網の強化」に取り組むとしている。また、「対カンボジア王国JICA国別分析ペーパー」（2014年3月）では、「物流システムの改善は優先的な課題」と分析しており、本事業はこれら方針・分析に合致する。また、グローバルアジェンダ「都市・地域開発」のうち「地域開発・回廊開発クラスター」に位置付けられる。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行は、2018年にJICAと共同でカンボジアの物流MPの策定支援を行い、近年は物流コストの算出方法等の研修などを実施している。ADBは、プノンペンーシハヌークビル間の鉄道の改修を支援した。タイは、周辺国経済開発協力機構（NEDA）を通じて、カンボジアとの国境において、橋梁や国境施設（ストゥンボット国境）の建設等、タイとの連結性向上に関わる支援を行っている。中国は、民間ベース（BOT）であるが、プノンペンーシハヌークビル間の高速道路、プノンペンーバベット国境間の高速道路、カンポット港等の大規模な交通インフラ事業に参画している。

３．事業概要

（１） 事業目的

本事業は、カンボジアにおいて、物流改善のためのモニタリング・評価、計画、実施・促進と越境輸送改善のためのファシリテーション能力向上を行うことにより、物流ネットワークと物流サービスの改善のための実施・促進能力の強化を図り、もって産業開発と貿易促進につながる輸送コストと時間、及び物流サービスの質の改善に寄与するもの。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名

カンボジア全土

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：公共事業運輸省(MPWT)

最終受益者：カンボジアで事業を展開する民間企業及び全国民

（４） 総事業費（日本側）

2.7億円

（５） 事業実施期間

2024年1月～2027年1月を予定（計36カ月）

（６） 事業実施体制

実施機関：公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport :MPWT）

（７） 投入（インプット）

１）日本側

① 専門家派遣（合計約 112 人月）

チーフアドバイザー、越境輸送円滑化／業務調整、物流計画・分析、陸運／道路、鉄道、モニタリング評価／コーポレートサーベイ・対話促進

② 研修員受け入れ：物流分野等

③ 機材供与：調査・技術移転等に必要な機材

２）カンボジア国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

（８） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

技術協力プロジェクト「物流システム改善プロジェクト」（2018年～2023年）、有償資金協力専門家「運輸政策アドバイザー」（2022年～2024年）、「国道5号線改修事業」（円借款）、開発計画調査型技術協力「港湾行政能力強化プロジェクト」（2022年～2024年）、シハヌークビル港の港湾施設整備（円借款）、有償勘定技プロ「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクトフェーズ3」（2022年～

2026年）、有償資金協力専門家「港湾運営アドバイザー」（2022年～2024年）等を通じて、物流・運輸のインフラ整備や政策策定・能力強化を支援してきており、これら事業と情報共有を行いながら、連携して実施する。

２）他の開発協力機関等の援助活動

世界銀行は、2018年にJICAと共同でカンボジアの物流MPの策定支援を行い、近年は物流コストの算出方法等の研修などを実施している。ADBは、プノンペン－シハヌークビル間の鉄道の改修を支援した。タイは、周辺国経済開発協力機構（NEDA）を通じて、カンボジアとの国境において、橋梁や国境施設（ストゥンボット国境）の建設等、タイとの連結性向上に関わる支援を行っている。中国は、民間ベース（BOT）であるが、プノンペン－シハヌークビル間の高速道路、プノンペン－バベット国境間の高速道路、カンポット港等の大規模な交通インフラ事業に参画している。これらの事業と必要な範囲で連携を検討する。

（９）　環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠　本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項　特になし

３）ジェンダー分類：　「（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

＜活動内容/分類理由＞詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

（１０）その他特記事項：特になし

４．事業の枠組み

（１）　上位目標：産業開発と貿易促進に貢献する輸送コストと時間の縮減、及び物流サービスの質が改善される。

指標及び目標値：主要品目の物流ルートにおける輸送コストと時間、世界銀行の物流パフォーマンス指標（LPI）が改善される

（２）　プロジェクト目標：物流ネットワークと物流サービスの改善のための実施・促進能力が強化される。

指標及び目標値：モニタリング・評価プロセスによって実施促進の進捗（事業進捗）やインパクト（輸送コスト・時間、サービスの質の向上）が継続的に把握される。

（３）　成果

成果１：物流改善のためのモニタリング・評価と計画に係る能力が強化される。

成果２：物流改善のための実施・促進の能力が強化される。

成果３：越境輸送の改善のためのファシリテーション能力が強化される。

（４）　主な活動

1.1　物流改善のためのエビデンスに基づく分析と計画

1.2　物流年次報告書の改善

2.1　道路貨物輸送の改善活動

2.2　鉄道輸送の改善活動

3.1　陸上越境交通の状況の定期的なモニタリング・評価
3.2　タイとカンボジア間の国際鉄道運行開始のためのファシリテーション改善
3.3　ベトナムとカンボジア間の越境河川交通のファシリテーション改善

５．前提条件・外部条件

（１）　前提条件　公共事業運輸省(MPWT)の責務・分掌が大幅に変更されない
（２）　外部条件　物流政策の方針が大幅に変更されない、物流に関連する近隣国や民間企業といった関係者の協力が得られる、公共事業運輸省(MPWT)の責務・分掌、及び人員の配置が維持される。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去のカンボジア国における類似分野の協力から案件の教訓では、物流総局が創設されて間もない組織であり、他省庁や省内の他部局との連携・調整能力が十分でないとされ、以降の協力からは、他部局を実施機関として巻き込む実施体制としている。

本事業においても、物流総局を中心的な実施機関としつつ、各活動に関連の強い部局なども実施機関に含めて、実施促進・調整能力を高めていく実施体制としている。

７．評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、物流ネットワークと物流サービスの改善のための実施・促進能力の強化を図り、もって産業開発と貿易促進につながる輸送コストと時間の縮減、及び物流サービスの質の改善に資するものであり、SDGsゴール9「強靭なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

８．今後の評価計画

（１）　今後の評価に用いる主な指標
　　４．のとおり。
（２）　今後の評価スケジュール
　　事業終了3年後　　事後評価

以上

別紙２

共通留意事項

１．必須項目

（１）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（２）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（３）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（４）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会

合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

２．選択項目

□段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階　（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

☒他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務実施
- 報告書、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成

する。

- 上記専門家との役割分担は、第４条２．本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。

☒ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

別紙３

共通業務内容

１．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

２．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

３．成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

４．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

５．業務実施報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

別添１

（参考）別途派遣する専門家の業務内容

＜ 指 導 科 目 ＞

１．　チーフアドバイザー

２．　越境輸送円滑化／業務調整

＜派遣の目的＞

１．チーフアドバイザー

越境輸送円滑化／業務調整専門家（直営）とコンサルタント専門家チーム（本公示案件の受注者）と連携しつつ、円滑なプロジェクトの実施を主導し、カンボジア政府との同プロジェクト実施にかかる良好な関係性の構築することで、チーフアドバイザーとしてプロジェクト目的の達成のために貢献することを目的とする。

２．越境輸送円滑化／業務調整

チーフアドバイザー（直営）とコンサルタント専門家チーム（本公示案件の受注者）と連携しつつ、越境交通改善にむけた活動と、円滑なプロジェクトの実施支援を行い、同プロジェクトの専門家としてプロジェクトの目的の実施のために貢献することを目的とする。

＜活動内容＞

1. チーフアドバイザー

① プロジェクト全体総括、進捗管理、質の管理（モニタリングレポートの最終化、JCC 開催調整）を行う。

② 全体総括のための本部、事務所、MPWT 関係者との調整・意見交換・助言を行う。

③ 全体総括のためのコンサルタント専門家への助言・支援、関連報告書案の確認・承認を行う。

④ 越境交通円滑化／業務調整（直営）の活動を支援する。

⑤ MPWT の能力強化、カンボジアの物流、プロジェクトの質の向上につながる情報収集や分析を行う。

⑥ メコン連結性、南部経済回廊に関する情報収集と関係者への情報共有を行う。

⑦ 運輸アドバイザーとの連携、他案件との情報交換、連携促進を行う。
⑧ 他ドナー、との情報共有・意見交換を行う。
⑨ 民間との連携促進、対話促進に向けた支援や情報収集を行う。
⑩ プロジェクトの事務管理（経理等）を行う。

2. 越境輸送円滑化／業務調整

（越境輸送分野業務）

① 越境輸送分野に係る情報収集・分析を行う
② 物流総局（GDL）、陸運総局（GDLT）、国家運輸調整委員会（NTTCC）と連携した陸路国境の改善にむけた対話の促進、ファシリテーションを支援する（活動 3.1）。
③ 鉄道局（DoR）と連携したタイとの国際鉄道に関する対話促進とファシリテーションを支援する（活動 3.2）。
④ 港湾航路海事総局（GDWMP）と連携したベトナムとの河川交通に関する対話促進とファシリテーションを支援する（活動 3.3）。

（運営管理業務）

⑤ チーフアドバイザーの行う運営管理業務を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画(実施計画、年間計画)のとりまとめを行う。
⑥ 年間計画(専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画)の進捗状況の管理を行う。
⑦ 合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画(インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境)の把握を行う。
⑧ 提出する報告書の作成にあたり、チーフアドバイザーを補佐する。
⑨ 各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する。
⑩ コンサルタント専門家の行う技術移転に関する計画立案に関し、協議を行い、実施について支援する。
⑪ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、チーフアドバイザーと連携し、その解決にあたる。
⑫ プロジェクトの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。

（促進業務）

⑬ 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA 事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。

⑭ 年次計画の進行に支障となる事項(機材通関、C/P の配置、相手国の予算等）に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、日本大使館、JICA 事務所等について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：物流・運輸に係る政策・計画の策定及び実施にかかる各種業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

３）その他参考となる情報

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

１）評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／〇〇〇

業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

２）業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇〇）格付の目安（２号）】

① 対象国及び類似地域：　全途上国

② 語学能力：　英　語

なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2024年1月に業務を開始し、半年ごとにモニタリングシートを提出し、2027年1月に業務を完了する。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約　40.00　人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月0.5人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。 また、その他の定額計上で想定する報酬分2.25人月を含む。

２）渡航回数の目途　全42回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 物資流動調査・交通調査
- 編成鉄道パイロット運行調査

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

・Record of Discussions (R/D)

・カンボジア物流システム改善プロジェクト業務実施報告書（フェーズ１、２）

・（仮訳）Comprehensive Intermodal Transport System and Logistic Cambodia Master Plan 2023-2033, Royal Government of Cambodia, August 2023

・Overview of the Transport Infrastructure Sector in the Kingdom of Cambodia(7th Edition), Infrastructure and Regional Integration Technical Working Group (IRITWG), 2023

２） 公開資料

- The Project for Improving the Logistics System of Cambodia Phase 2 Project Completion Report, JICA, July 2023,
  (https://libopac.jica.go.jp/images/report/12383659.pdf)
- カンボジア国 物流システム改善プロジェクト（鉄道・農産品輸送状況調査）ファイナルレポート、JICA、2023 年 5 月
  (https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000050498.html)
- Pentagonal Strategy - Phase I for Growth, Employment, Equity, Efficiency and Sustainability: Building the Foundation Towards Realizing the Cambodia Vision 2050, Roya Government of Cambodia, August 2023
  (https://mfaic.gov.kh/files/uploads/1XK1LW4MCTK9/EN%20PENTAGONAL%20STRATEGY%20-%20PHASE%20I.pdf)

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無（プロジェクトオフィスのものを使用可能）
6	Wi-Fi	有

３．プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添２の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注）Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添２「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023 年 10 月版）」（以下同じ）**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

１７１，４１２，０００円（税抜）

なお、定額計上分　２７,５４７,７５０円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（３）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

1） 上述（２）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。
定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	物資流動調査・交通調査（再委託可）	第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （２）　【協働】追加的な交通調査・物資流動調査の実施	7,000,000円	調査費一式	再委託費 （報酬、一般業務費による実施も可）
2	編成鉄道パイロット運行（再委託可）	第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （１６）【主導】編成車両による鉄道パイロット輸送の実施	3,000,000円	調査費一式	再委託費（報酬、一般業務費による実施も可）
3	定量調査・分析結果を受けた追加調査費用	第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （４）　【主導】定量分析等に基づく課題の整理・改善施策の取りまとめ	10,000,000円	調査費一式及び企画、実施管理の人月（3号、2人月相当を想定）	報酬 一般業務費
4	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （１４）【協働】鉄道事業者管理方策改善の検討及び	2,898,500円	直接経費と受入期間の業務人月（鉄道分野、3号を想定)0.5人月	国内業務費 報酬

		（２）本邦研修・招へい		の報酬	
5	バベット国境における交通量把握のためのカメラ設置	第５条　業務の内容 ２．本業務にかかる事項 （１９）【主導】バベット国境での交通量把握のためのカメラ設置	1,349,250円	機材設置費用一式 設置計画・調整の業務人月（3号、0.25人月）の報酬	報酬 機材費
6	セミナー、ワークショップ	第４条実施方針及び留意事項　２．（１０）直営専門家チームとの費用分担と作業分担	900,000円	２回分	一般業務費
7	第三国研修	第４条実施方針及び留意事項　２．（８）本邦及び第三国研修、視察、会議の企画・実施、（１０）直営専門家チームとの費用分担と作業分担	2,400,000円	３回分	一般業務費 ⑤旅費・交通費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【記載例：カンボジア】

東京⇒バンコク⇒プノンペン（タイ国際航空）

東京⇒ホーチミン⇒プノンペン（ベトナム航空）

（７）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙４

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**	
（１）類似業務の経験	(6)	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**(70)**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
（２）要員計画／作業計画等	15	
３．業務従事予定者の経験・能力	**(20)**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**(20)**	
	業務主任者のみ	**業務管理グループ**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**(20)**	**(8)**
ア）類似業務の経験	10	4
イ）業務主任者としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**(ー)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	**ー**	4
イ）業務主任者等としての経験	**ー**	2
ウ）語学力	**ー**	1
エ）その他学位、資格等	**ー**	1
３）業務管理体制	**(—)**	**(4)**

別添２

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に１名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に１名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

１．実施時期：　「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

２．実施方法： Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（１）一社あたり最大、プレゼンテーション１０分、質疑応答１５分とします。
（２）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以　上